

2026年（令和8年）熊本地震に関する会長談話

2026年（令和8年）7月28日、熊本県において発生した大地震によりお亡くなりになられた方々に対し謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。

熊本県においては、2016年（平成28年）にも大地震により多数の尊い生命が失われ、住家、事業所、公共施設等に甚大な被害が生じました。その記憶がなお深く残る中、10年の節目に再び大地震に見舞われ、大型商業施設における爆発等を含む激甚な被害が発生したことは、被災地の皆様にとって筆舌に尽くし難い苦難であると受け止めております。現在も余震が続く中、避難生活や生活再建への不安、今後の見通しが立たないことによる苦痛は、極めて甚大なものと拝察いたします。

このような困難な状況のもと、熊本県弁護士会におかれては、被災者の方々に寄り添うべく、速やかに無料法律相談を立ち上げ、被災に伴って生じる多岐にわたる法的課題に対応する体制を整えられています。応急対応から復旧・復興に至るまで、地域の法的支援の担い手として尽力されているその姿勢に、深く敬意を表します。

災害時における法的支援は、被災された方々が一人ひとりの生活と尊厳を取り戻していく過程に寄り添い、その歩みを支えるものでなければなりません。被災直後の混乱の中では、法的問題が顕在化しにくい一方で、時間の経過とともに、住まいの確保、事業の再開、雇用や債務の整理、各種支援制度の利用など、生活再建に直結する課題が次々と生じます。こうした課題に対し、継続的かつ切れ目のない支援を届けることが重要です。

大分県弁護士会は、熊本県弁護士会と隣接する弁護士会として、被災された皆様及び熊本県弁護士会の取り組みに心を寄せ、必要な連携と協力を惜しまない所存です。

一日も早く余震が収まり、被災された皆様が安心して日常を取り戻されることを心より願うとともに、大分県弁護士会として、今後も関係機関・関係団体と連携しながら支援活動に全力を尽くし、弁護士会に求められる社会的責務を果たしていく決意をここに表明いたします。

2026年（令和8年）8月31日
大分県弁護士会 会長 松尾 康利